【資料 23】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 2 月 19 日
第 16 回条例検討会資料

合理的配慮に関する規定比較表

角家委員提案	【資料 16】で示した事務局（案）
第２条（６）合理的配慮　障がいのある人が、現に社会的障壁の除去を必要としている場合は、その実施に伴う負担が過重ではない限りにおいて、その障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な変更、調整等を行うことをいいます。	第２条（６）合理的配慮　障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合、若しくは表明がなくともその旨を認識した場合は、その実施に伴う負担が過重ではない限りにおいて、その障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な変更、調整等を行うことをいいます。
（差別の禁止） 第５条　何人も、次に掲げる差別をしてはなりません。 （１）福祉サービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他異なる行為をすること、又は必要としている合理的配慮の提供を拒むこと。 （２）～（９）　（略） ２　何人も、合理的配慮を提供するに当たっては、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりません。	**（差別の禁止）** 第５条　何人も、次に掲げる差別をしてはなりません。 （１）福祉サービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他異なる行為をすること、又は合理的配慮の提供を拒むこと。 （２）～（９）　（略）